

標準報酬の定時決定を行います

標準報酬の定時決定は、実際に受けている給料及び手当（以下「報酬」といいます。）と現在の標準報酬の月額との間に大きな差が生じないように、4月から6月までの3か月間に受けた報酬の平均を基に、その年の9月以降の標準報酬の月額の見直しを行うものです。

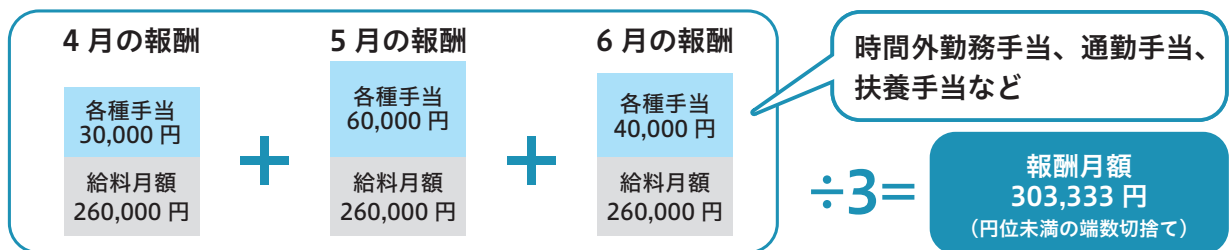
定時決定により決定された標準報酬の月額は、随時改定等に該当しない限り、原則として翌年の8月31日まで適用となります。

定時決定の対象者

7月1日に組合員である方が対象となります。ただし、次の方は対象外となります。

- 6月1日から7月1日までの間に資格を取得した方。
- 7月から9月までのいずれかの月に随時改定等が行われた方。

定時決定のイメージ



標準報酬等級表に当てはめる

標準報酬			月額	報酬月額
等級				
短期給付	長期給付			
	厚生年金 保険給付	退職等 年金給付		
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
18	19	18	300,000円	290,000円～ 310,000円
19	20	19	320,000円	310,000円～ 330,000円
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

定時決定

標準報酬月額

- 短期給付
退職等年金給付
第18級
300,000円
- 厚生年金保険給付
第19級
300,000円

保険者算定(定時決定の特例)

定時決定は、原則として4月から6月までの3か月に受けた報酬の平均を基に標準報酬の月額を決定しますが、次に該当する場合は、特例として過去1年間(前年7月から当年6月まで)の報酬の平均により標準報酬の月額を決定することができます。保険者算定を希望される方は、所属所の共済事務担当課にお申し出ください。

- 4月から6月までの報酬の平均を基に算出した標準報酬の月額が、過去1年の平均により算出した標準報酬の月額と比べ2等級以上の差がある場合。
- 繁忙期(閑散期)のため、4月から6月までの報酬が増加する(減少する)などの状態が業務の性質上、例年発生すると見込まれる場合。なお、今年は多忙だったが来年は分からない、という場合は該当しません。
- 4月から6月までの間に産前産後休暇を取得し、4月から6月までの報酬の平均を基に算出した標準報酬の月額が、産前産後休業を開始した日の属する月以前の過去1年の平均により算出した標準報酬の等級を2等級以上下回る場合。

標準報酬の月額は掛金・負担金のほか、年金や育児休業手当金、傷病手当金などの給付の算定にも用いられます。